

平成 27 年第 12 回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成 27 年 10 月 14 日（水） 午前 9 時 00 分
- 2 開催場所 三種町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真門間 淳子、池内 和人
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 報告第 19 号 裁判員候補者の予定者の選定について
 - 報告第 20 号 検察審査員候補者の予定者の選定について
 - 議案第 70 号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について
 - 議案第 71 号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について
 - 議案第 72 号 秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について
 - 議案第 73 号 三種町土地改良区総代選挙の選挙期日について
 - 議案第 74 号 選挙会の場所、日時等について（三種町土改）
 - 議案第 75 号 選挙長の事務を行う場所について（三種町土改）
 - 議案第 76 号 立候補の届出の受付について（三種町土改）
 - 議案第 77 号 投票用紙の様式について（三種町土改）
 - 議案第 78 号 告示方法について（三種町土改）
 - 議案第 79 号 選挙長及びその職務代理者の選任について（三種町土改）
 - 議案第 80 号 選挙立会人の選任について（三種町土改）
 - 議案第 81 号 不在者投票を行うことができる施設の指定について

午前 8 時 57 分開会

木村書記長 おはようございます。若干時間前ですけども皆さんお揃いですので、只今から平成 27 年第 12 回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。始めに委員長よりご挨拶をお願いします。

近藤委員長 どうも皆さんおはようございます。秋冷の候ということで、今まであまり天気が良くなかった訳ですが、少しずつ

回復してきているように思います。また、紅葉真っ盛り、なべっこの季節となりまして、石倉山の駐車場にも車が沢山止まって賑やかな感じであります。

本日は、14件ほど案件ございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

それでは会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と加賀谷委員にお願い致します。

案件に入ります。報告第19号「裁判員候補者の予定者の選定について」ということで、事務局より説明をお願いします。

清水書記

報告第19号「裁判員候補者の予定者の選定について」。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定により、裁判員候補者の予定者を次のとおり選定した。

1 選定人数 22人

2 裁判員候補者予定者名簿 別紙のとおり

お手元の「報告第19号・第20号別紙」の1頁をご覧ください。この中の「3選定の結果（1）裁判員候補者予定者」でございます。

今年の本町の選定人数として、秋田地方裁判所から22人の割当が通知されております。これを受けまして、9月9日にくじを実施し、1頁と2頁に記載の22名を選定しております。

選定の方法でございますが、裁判員につきましては、衆議院議員の選挙権を有する者の中から市町村選挙管理委員会がくじで選定するというふうに法律で定まっております。具体的には、裁判所から配付されたコンピュータ・プログラムを使いまして、9月定時登録の選挙人名簿登録者15,673人の中から無作為で抽出しております。

議案集の1頁の下の方に記載してございますが、今回選定されました22名につきましては、県内の各市町村で選定された予定者とともに、来年1年間の裁判員候補者として秋田地方裁判所の名簿に登載されます。

そして、裁判員裁判の対象となる凶悪事件等が発生した場合に、その候補者名簿の中から、1事件につき裁判員6

名と補充裁判員がくじで選任されることになります。

報告第19号についての説明は、以上でございますが、報告第20号の検察審査員と併せまして、議案集3頁から5頁に制度内容と名簿調製について記載しておりますので、こちらをご参照いただければと思います。

近藤委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、只今の説明についてご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時候補者予定者名簿を確認)

近藤委員長 皆さん、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いとのことですので、報告第19号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、報告第19号は原案どおり承認致します。

続きまして、報告第20号「検察審査員候補者の予定者の選定について」、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。報告第20号「検察審査員候補者の予定者の選定について」。

検察審査法第10条第1項の規定により、検察審査員候補者の予定者を次のとおり選定した。

1 選定人数 85人

2 検察審査員候補者予定者名簿 別紙のとおり

先程ご覧いただきました「報告第19号・第20号別紙」の2頁(2)が「検察審査員候補者予定者」でございます。

今年の選定人数と致しまして、秋田検察審査会から85人の割当が通知され、9月9日に2頁から6頁に記載の85名を選定しております。

選定の方法でございますが、裁判員と同じく衆議院議員の選挙権を有する者の中からの選定となっておりますので、同じコンピュータ・プログラムを使いまして、9月定時登録の選挙人名簿登録者の中から無作為抽出で選定しております。

なお、検察審査員の候補者予定者につきましては、第1

群から第4群ということで、任期ごとに選定することになっております。

名簿のA第1群21名につきましては、任期が2月1日から7月31日までの6カ月間でございます。

次に、3頁のイ第2群21名につきましては、任期が5月1日から10月31日までの6カ月間。

4頁のウ第3群22名につきましては、8月1日から1月31日までの6カ月間。

5頁のエ第4群21名につきましては、11月1日から4月30日までの6カ月間というふうになっております。

最後に、議案集2頁の参考のところをご覧ください。

本町では85人の選定であります。能代検察審査会の管内4市町で400人の候補者が選定されます。この中から能代検察審査会がくじを行いまして、第1群から第4群まで、それぞれ5人又は6人が選任されます。

各群で任期が3ヶ月ずつ重複するように組まれておりまして、年間を通して検察審査員の定員11人が配置されるようになっております。

以上で、報告第20号についての説明を終わります。

近藤委員長

はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時候補者予定者名簿を確認)

加賀谷委員

よろしいですか。

近藤委員長

はい。

加賀谷委員

例えば、お年を召して施設に入っている方や住所がこちらにあっても行方の分からない方、そういった方も三種町に住所があればくじで選定されるということのようですが、私の把握している範囲では、77番の方、家はあるけれども空き家のような状態で、住んでらっしゃらないと思います。また、79番の方については、施設に入っていると思われま。

任期が6カ月で、再度くじで選任ということですので、問題は無いとは思いますが。

清水書記

はい。只今のご指摘についてですが、9月上旬に秋田検

察審査会に候補者予定者名簿を送付しておりますが、検察審査会の方で、11月中旬に候補者全員に通知を送付します。その際に、もし住所があっても実際は県外で生活している、あるいは施設に入所していて従事できないというような場合には、その旨調査票で回答できることになっております。また、空き家の場合は、宛所不明で配達されませんので、その時点で把握されることになります。

加賀谷委員

わかりました。

近藤委員長

他に何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長

特に無いようですが、報告第20号、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

近藤委員長

それでは、報告第20号は原案どおり承認と致します。

続きまして、議案第70号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について」ということで、説明をお願いします。

清水書記

はい。議案第70号「三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について」。

公職選挙法第192条第1項の規定により、平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を別紙のとおり公表する。

公表の方法 三種町掲示場に掲示する。

各候補者の収支報告書の要旨につきましては、次の7頁から12頁に別紙として載せてございます。

財産区議会議員の選挙につきましては、公職選挙法の町村の議会議員の規定が適用されますので、各候補者の出納責任者は、選挙運動に関する全ての収入・支出について記載した「選挙運動費用収支報告書」を、領収書など関係書類と一緒に選挙管理委員会へ提出しなければなりません。提出期限は、選挙期日から15日以内で、今回の選挙では9月14日でございます。

また、選挙管理委員会がこの報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければなりません。

提出期限の９月１４日までに候補者６名全員に係る報告書が提出されましたことから、事務局で点検し、国の様式に準じて要旨をまとめたものが、２頁以降の報告書要旨でございます。

今回は無投票でございましたが、ご覧のとおり、いずれの候補者につきまして、収入、支出ともゼロという報告になっております。

議案第７０号の説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

田村委員 よろしいでしょうか。

近藤委員長 はい、どうぞ。

田村委員 立候補者が出納責任者を兼ねることはできるのでしょうか。

清水書記 はい。立候補者本人が出納責任者を兼ねることは可能でございます。

田村委員 わかりました。

近藤委員長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。
（「ありません。」の声あり。）

近藤委員長 それでは、議案第７０号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
（「異議ありません。」の声あり。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第７０号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第７１号、議案第７２号については、海区選挙人名簿の調製に関するもので関連ございますので、一括上程致します。事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい。始めに、議案第７１号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製について」。

漁業法第８９条第１項の規定により、平成２７年９月１日現在において調査した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、別紙のとおり調製する。

お手元の議案第７１号別紙が、今回調製致しました選挙人名簿でございますが、名簿の説明の前に、議案集１４頁、１５頁の方で、海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権と名簿調製事務について、簡単に説明をさせていただきたいと

思います。

冒頭の部分でございますが、海区漁業調整委員会につきましては、都道府県ごとに設置される行政委員会で、定数は10人、そのうち6人が選挙によって選ばれることになっております。

そのため、海区に沿う沿岸部の市町村の選挙管理委員会が、毎年9月1日現在で選挙権のある者を調査して、選挙人名簿を調製することになっております。秋田県内では、八峰町からにかほ市まで8つの市町で、それぞれ選挙人名簿を調製致します。

次に、海区の選挙権等でございますが、「1」に記載のとおり、

- ①漁業者又は漁業従事者であること、
- ②その海区に沿う市町村に、住所又は事業場を有すること、
- ③1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み又はこれに従事すること、この3つの要件が必要となります。

次に、「2」選挙人名簿調製の一連の流れでございます。

①、選挙権を有する者は、毎年9月1日現在により、9月5日までに、選挙人名簿調製のための申請書を、市町村選管に提出することになります。海区の場合は、選挙権のある者からの申告により選挙人名簿を調製するという形がとられておりますが、申請がない者につきましても、補充的に職権での登録が認められております。

そして、②市町村の選管は、有権者本人からの申請に基づき、9月1日現在で選挙権を有するかどうかを調査し、③毎年10月15日までに選挙人名簿を調製することとなります。

選挙人名簿調製後、④10月20日から11月3日までの15日間、町役場等において縦覧に供することになります。

最後に、⑥のところでございます。選挙人名簿は縦覧に供した後、12月5日付けで確定致します。そして、翌年の12月4日までの1年間据え置かれ、その期間中効力を持ち、その期間内にもし選挙があれば、その名簿が用いられることとなります。

海区選挙は任期が4年で、来年8月に改選がございます

ので、その際は、今回調製の選挙人名簿を使用することになります。

参考までに、合併した平成18年から今年まで10年間の選挙人名簿登録者数の推移を記載していますが、合併当初は76人の登録でしたが、今年は45人ということで、ご覧のとおり年々減少傾向にあります。

それでは、別紙の選挙人名簿をご覧願います。

3頁の方に選挙人名簿登録内訳ということで記載していますが、性別では男43人、女2人、合計45人の登録となっております。

法定の登録申請期間が9月1日から9月5日までということで、この期間に申請書の提出があった者が9名でございます。この他に、漁業協同組合の正組合員名簿で選挙権の確認を致しまして、36人を職権で登録しております。

議案第72号についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案集16頁。議案第72号「秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について」。

公職選挙法第23条第1項の規定により、平成27年10月14日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿について、次のとおり縦覧に供する。

- 1 縦覧の場所 三種町選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧期間 平成27年10月20日から平成27年11月3日まで

海区選挙人名簿につきましては、法律で縦覧期間が定まっておりますので、記載のとおり縦覧を行うこととしております。

以上で、海区選挙人名簿の調製に関します議案第71号、第72号の説明を終わります。

近藤委員長

はい。それでは、只今の説明につきまして、選挙人名簿の方も確認いただきながら、ご意見、ご質問等がございましたらご発言願います。

(各委員、暫時選挙人名簿を確認)

近藤委員長

皆さん、ご意見、ご質問等何かございませんか。
(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですが、議案第 7 1 号及び議案第 7 2 号を
原案どおり決定してよろしいですか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、原案どおり決定と致します。
続きまして、議案第 7 3 号から議案第 8 0 号までは、い
ずれも三種町土地改良区総代選挙に関するもので関連が
ございますので、一括上程致します。事務局より説明をお
願います。

清水書記 それでは、順番に説明申し上げます。

始めに、議案第 7 3 号「三種町土地改良区総代選挙の期
日について」。

土地改良法施行令第 6 条第 3 項の規定により、三種町土
地改良区総代選挙の期日を次のとおり定める。

選挙期日 平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日 (水)

告示日 平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日 (水)

選挙すべき総代の数 4 0 人

選挙区ごとの総代数は、記載のとおりでございます。

内容でございますが、三種町土地改良区の総代の任期が
1 2 月 1 7 日に満了となるに伴い、土地改良法施行令の規
定により、任期満了の日の前 3 0 日以内に選挙を行う必要
がございますが、この期日につきましては、土地改良区と
の協議に基づきまして、平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日 (水) に
定めたいとしております。

併せて、告示日を、選挙期日前 7 日の 1 1 月 1 1 日 (水)
としております。

なお、選挙すべき総代の数につきましては、土地改良区
の定款で定めることとなっております。各選挙区ご覧の
とおり 3 人乃至 7 人となっております。

次に 1 8 頁をお開き願います。

議案第 7 4 号「選挙会の場所、日時等について」。

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日執行の三種町土地改良区総代選
挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

1、投票を行う場合。選挙会の場所は、9 選挙区とも八
竜農村環境改善センター、日時は 1 1 月 1 8 日 (水) 午後
3 時 3 0 分。投票の時間は、午前 8 時から午後 3 時まで。

2、投票を行わない場合。選挙会の場所は、同じく八竜

農村環境改善センター。日時につきましては、同日午前 10 時からとしております。

なお、投票、無投票、両方の選挙区がある場合は、投票事務と並行して、午前 10 時から無投票選挙区の選挙会を行いまして、投票終了後の午後 3 時 30 分から開票と選挙会を行うことになります。

続きまして、議案第 75 号「選挙長の事務を行う場所について」。

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。
選挙長の事務を行う場所

第 1 選挙区から第 9 選挙区まで 三種町選挙管理委員会事務局

内容でございますが、選挙長の職務としまして、立候補の届出受付等ございますが、その執務場所を本庁の選管事務局に定めたいとしております。

次に、議案第 76 号「立候補の届出の受付について」。

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における立候補の届出の受付は、次により行う。

- 1 期日 平成 27 年 11 月 11 日から 12 日まで
- 2 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 場所 三種町選挙管理委員会事務局

内容でございますが、総代選挙における立候補の届出につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙期日の告示のあった日から 2 日間となっておりますことから、ご覧の日時、場所で受付を行いたいとしております。

次に、議案第 77 号「投票用紙の様式」について。

平成 27 年 11 月 18 日執行の三種町土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を土地改良法施行令第 11 条第 1 項の規定により次のとおり定める。

総代選挙の投票用紙の様式につきましては、土地改良法施行令の規定により、選挙管理委員会が定めるとなっておりますことから、町の選挙の投票用紙に準じて、ご覧のとおり定めたいとしております。

次に、議案第 78 号「告示方法」について。

平成27年11月18日執行の三種町土地改良区総代選挙に関する告示については、三種町選挙管理委員会規程第19条の規定にかかわらず、次に定める掲示場に掲示して行うものとする。

掲示場所 三種町土地改良区、三種町役場、三種町琴丘総合支所、三種町山本総合支所

説明致しますと、選挙に関する告示につきましては、規程の第19条で、町の一般的な告示の方法に準じて、町内9か所の掲示場に掲示して行うというふうに規定されております。しかしながら、総代選挙につきましては、選挙人が土地改良区の区域に限定されますことから、告示の場所を関係する区域の4か所に定めたいというものでございます。

次に23頁、議案第79号「選挙長及びその職務代理者の選任について」。

平成27年11月18日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙長及びその職務代理者を別紙のとおり選任する。

24頁の別紙をご覧ください。

選挙長につきましては、1に記載の9名。職務代理者につきましては、2に記載の9名の選任としております。

総代選挙の選挙長等につきましては、組合員資格が必要となりますことから、人選は、土地改良区からの推薦に基づいて行っております。

次に25頁の議案第80号「選挙立会人の選任について」。

平成27年11月18日執行の三種町土地改良区総代選挙における選挙立会人を別紙のとおり選任する。

26頁の別紙をご覧ください。

選挙立会人につきましては、土地改良法施行令の規定により、各選挙区2人から4人までの選任と定められております。

立会人つきましても、土地改良区からの推薦を受けて各選挙区2名ずつご覧のとおり選任したいとしております。

以上、三種町土地改良区総代選挙関連の議案と致しまして、議案第73号から議案第80号まで一括してご説明させていただきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時議案を確認)

近藤委員長 改良区の面積はどれくらいですか。

清水書記 すみません。面積は把握しておりません。

近藤委員長 皆さん、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 特に無いようですので、議案第73号から議案第80号まで原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第81号「不在者投票を行うことができる施設の指定について」、事務局より説明をお願いします。

清水書記 はい、27頁でございます。議案第81号「不在者投票を行うことができる施設の指定について」。

公職選挙法施行令第55条第2項の規定による不在者投票のできる施設として、秋田県選挙管理委員会に次の施設について指定の申出をする。

- 1 名称 介護老人保健施設 やよい
- 2 所在地 三種町鹿渡字猿田牛渕25番地62
- 3 施設概要等 別紙のとおり
- 4 指定を適当とする理由 不在者投票指定施設の併設施設であり、かつ、不在者投票を行うために適する場所、設備を有し、入所者の大半が要介護状態にあるため。
内容について、説明致します。

このたび、鹿渡の介護老人保健施設「やよい」から新たに不在者投票の指定施設となることについての申出がございましたので、指定機関である秋田県選挙管理委員会に対し、本選管から指定の申出を行うことについて、ご審議いただくものでございます。

まず、本件につきまして、10月1日付けで議案第81号別紙の指定申請書が提出されておりますので、その内容を説明致します。

本件の介護老人保健施設「やよい」につきましては、介護老人保健施設「やかた」の増床に伴って設置されたものでございまして、定員は20名でございます。

不在者投票の投票記載所は、機能訓練室という部屋を利用する予定でございます。

事務体制につきましては、ご覧のとおり施設長以下37名となっております。

2頁目をお開きください。

施設の平面図でございます。

介護老人保健施設「やかた」に併設されてございまして、投票所が設置される機能訓練室は、「やかた」への渡り廊下の入り口に位置しております。投票の際は、渡り廊下の行き来を引き戸で遮断して、さらに、パーテーションで仕切りを設けるなどして、投票スペースの確保と秘密保持を図ることになっております。

以下、3頁は職員体制、4頁は施設の位置図、5頁以下は施設概要となっております。なお、6頁に、入所者は要介護認定を受けた要介護者であることの説明がございします。

施設の概要につきましては、只今ご説明したとおりでございますが、本日お諮りするにあたりまして、事前に私と池内の2名で、施設職員立会いの下、現地確認を行いまして、申請書の記載に相違ないことを確認してございます。

なお、病院、老人ホーム等の不在者投票施設の指定基準について申し上げますと、概ね50人以上の人員を収容できる規模を有していることが1つの目安となっておりますが、本件の「やよい」のように、それを下回る場合であっても、不在者投票の適正な管理執行が確保できると判断される施設につきましては、指定ができるというふうになっております。

以上、提出された申請書、現地確認の結果に基づき整理致しますと、「やよい」につきましては、不在者投票施設として指定済みの介護老人保健施設「やかた」の増床のために併設された施設でございます。不在者投票に適する場所と設備を有しており、投票の秘密保持や投票用紙の保管等についても特に問題はないと認められます。また、入所

者は要介護者でございますので、投票の便宜を図ることが望ましいと思われます。

以上のことから、三種町選挙管理委員会として秋田県選挙管理委員会に対し、不在者投票施設の指定を願い出ることについては、適当であるというふうに判断してございます。

議案第 8 1 号についての説明は以上でございます。よろしくご審議の程お願い致します。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、資料をご確認の上、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時資料を確認)

近藤委員長 皆さん、何かございますか。

(「ありません。」の声あり。)

近藤委員長 無いとのことですが、議案第 8 1 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第 8 1 号は原案どおり決定と致します。

以上で、本日の案件の審議は終了しました。

次に、その他として、事務局の方からお願いします。

清水書記 それでは、議案集 2 8 頁の方で、今後の予定について説明させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

清水書記 私からの説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい、ありがとうございました。委員の皆さんの方から何かございませんか。

近藤委員長 無ければ、これで本日の委員会を閉会致します。長時間にわたり、ありがとうございました。

午前 1 0 時 3 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____